

(平成24年7月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和53年2月1日であると認められることから、申立期間①の被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、22万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和53年2月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

さらに、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和55年8月29日であると認められることから、申立期間④の被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間④の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年11月30日から53年2月1日まで
② 昭和53年2月1日から同年9月1日まで
③ 昭和53年9月1日から55年7月31日まで
④ 昭和55年7月31日から同年8月29日まで

昭和51年6月1日にA社（同社の全喪後は、B社）に入社し倒産する55年8月まで継続して勤務していたが、申立期間①、②及び④の厚生年金保険の記録が無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間③の標準報酬月額が、当時の給与額よりも低い額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録及びA社の複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人を含む同社の元同僚26名の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(昭和52年12月25日)の後の53年3月6日付けで、遡って52年11月30日と記録されていることが確認できるとともに、オンライン記録によると、このうち、申立人と同様に同社から関連会社であるB社に異動した元同僚19名中17名は、53年2月1日にB社において被保険者資格を取得している。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の任意適用事業所であったこと、及び当該事業所は昭和52年12月25日に任意適用事業所でなくなった旨が記載されていることが確認できる。

しかし、申立期間①当時の厚生年金保険法第8条第2項によると、任意適用事業所の事業主は、当該事業所を適用事業所でなくすためには、その事業所に使用される者の4分の3以上の同意を得て、都道府県知事に適用取消の申請を行い、認可を受けることが規定されているとともに、同法第14条によると、被保険者資格は、当該認可があった日の翌日に喪失すると規定されているところ、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の任意適用事業所でなくなった昭和52年12月25日に被保険者資格を喪失している者が2名確認でき、そのうち1名の資格喪失日は、当初53年1月19日と記録されていたが、当該事業所が厚生年金保険の任意適用事業所でなくなった日(52年12月25日)の後の53年4月14日付けで、遡って52年12月25日と訂正されていることから判断すると、当該事業所は同日において4分の3以上の同意を得ていたものと推認することはできず、厚生年金保険の任意適用事業所でなくする合理的な理由は見当たらない。

さらに、A社の元同僚は、「同社の社会保険事務担当者が社会保険事務所(当時)に社会保険料の滞納処理のための交渉に行く際に同行した記憶がある。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和52年11月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、申立人と同様に同社及びB社に継続勤務している複数の元同僚の厚生年金保険の記録から判断して、53年2月1日とすることが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年10月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、B社の関連会社であるA社の雇用保険の記録及びB

社の複数の元同僚の証言から判断すると、申立人はB社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人と同様にA社において昭和52年11月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、B社において被保険者資格を取得している元同僚19名の資格取得日を確認したところ、17名が53年2月1日に被保険者資格を取得している。

さらに、上記の元同僚19名のうち、連絡先が判明した12名に照会したところ、申立人のことを記憶している元同僚全員(5名)が、「申立人は途中で退社することなく継続して勤務していた。申立期間②においても申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和53年9月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は既に解散しており、当時の事業主も連絡先不明のため確認できず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間④について、B社の関連会社であるA社の雇用保険の記録及びB社の複数の元同僚の証言から判断すると、申立人はB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人を除く元同僚9名の資格喪失日は、当初、昭和55年8月28日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(同年7月31日)の後の同年8月29日付で、遡って同年7月31日と訂正されていることが確認できるとともに、同年8月1日に被保険者資格を取得し、同年8月28日に資格を喪失した元同僚の記録を、同年8月29日付けで取り消していることが確認できる上、申立人及び元同僚9名の資格喪失日は、同年8月29日付けで、遡って同年7月31日と記録されていることが確認できる。

一方、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の任意適用事業所であったこと、及び当該事業所は昭和55年7月31日に任意適用事業所でなくなった旨が記載されていることが確認できる。

しかし、申立期間④当時の厚生年金保険法第8条第2項によると、任意適

用事業所の事業主は、当該事業所を適用事業所でなくするためには、その事業所に使用される者の4分の3以上の同意を得て、都道府県知事に適用取消の申請を行い、認可を受けることが規定されているとともに、同法第14条によると、被保険者資格は、当該認可があった日の翌日に喪失すると規定しているところ、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和55年7月31日に被保険者資格を喪失している者が19名確認でき、そのうち9名の資格喪失日は、当初同年8月28日と記録されていたが、当該事業所が厚生年金保険の任意適用事業所でなくなった日（同年7月31日）の後の同年8月29日付けで、遡って同年7月31日と訂正されていること、及び1名の資格取得日は、当初同年8月1日と記録されていたが、同年8月29日付けで遡って取り消されていることから判断すると、当該事業所は同年7月31日において4分の3以上の同意を得ていたものと推認することはできず、厚生年金保険の任意適用事業所でなくする合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和55年7月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のB社における資格喪失日は、社会保険事務所により資格喪失処理が行われた同年8月29日とすることが必要である。

なお、申立期間④の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和55年6月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

4 申立期間③について、オンライン記録によると、申立人は、昭和52年11月30日にA社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、53年9月1日に同社の関連会社であるB社の厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、同社における標準報酬月額が、当時受け取っていたはずの報酬額より低いと申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間③に係る給与明細書等を所持していない上、商業登記簿によると、B社は、既に解散しており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の当該期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に、昭和52年11月30日にA社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、B社の厚生年金保険の被保険者資格を取得した全ての元同僚は、B社における標準報酬月額が、A社の資格喪失時の標準報酬月額よりも低い額が記録されていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが不自然であるとする状況は認められない。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額が遡及して引き下げられた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における被保険者資格の喪失日は、平成7年11月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成7年4月から同年6月までは19万円、同年7月から同年10月までは22万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月30日から同年11月1日まで

平成6年9月からA社が経営するB社にトレーニングインストラクターとして勤務し、厚生年金保険に加入していた。7年の後半に当該事業所の経営が悪化し、B社の経営権が譲渡されたため、C社に転籍となった。期間を空けずに転籍したにもかかわらず、申立期間の記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日が平成7年11月30日であり、当該事業所が経営していたスポーツクラブの経営を引き継いだC社における申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年11月1日であることから、申立人は、継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった後の平成7年12月4日付けで、遡って同年4月30日として処理されていることが確認できる。

さらに、D社（A社の後身）は、「申立期間当時は、社会保険料の滞納があり、滞納保険料を整理するため、社会保険事務所（当時）の指導の下、従業員に係る厚生年金保険の被保険者資格を遡って喪失させた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正を行う合理的な理由は見当たらないことから、A社における資格喪失日に

係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人は、上記のC社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した平成7年11月1日に、A社における被保険者資格を喪失したものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、訂正前の記録から、平成7年4月から同年6月までは19万円、同年7月から同年10月までは22万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月30日から同年10月1日まで

昭和45年3月にA社B工場に入社後、同年9月30日まで当該事業所に勤務し、同年10月1日に同社C社へ転勤した。一日も間を空けることなく転勤したが、同年9月が被保険者期間とされていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業所からの回答により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和45年10月1日に同社B工場から同社C社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和45年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、申立期間について、事業主が同年9月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を

含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 9 月から 60 年 7 月まで
② 昭和 60 年 9 月から 61 年 7 月まで
③ 昭和 62 年 10 月から平成元年 9 月まで
④ 平成 6 年 10 月から 7 年 10 月まで

平成 23 年 11 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知を受け取ったが、委員会の結論及び委員会の判断の理由は納得できるものではないので、再度の審議を求めたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、A社(現在は、B社)内の転勤の際に、標準報酬月額が減額されているとして、標準報酬月額の相違を申し立て、また、申立期間③及び④について、同社の事業場における定時決定により標準報酬月額が減額されているとして、標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかしながら、上記申立てについては、i) 申立期間①及び②について、B社は、「勤務地によって手当が変動し、超勤代等も各事業所の基準で見積もって計算するため、異動先での標準報酬月額が低下することが考えられる。」と回答しているところ、オンライン記録によると、申立人と同時期に転勤(申立期間①は、C工場からD事業場に転勤、申立期間②は、D事業場からE事業場に転勤)した複数の元同僚の標準報酬月額が、転勤前よりも減額となっていること、ii) 申立期間③及び④について、同社は、「標準報酬月額の減額は、超勤代や手当等の減少によるものと考えられる。」と回答しているところ、オンライン記録によると、申立人と同時期に同一事業所に在籍(申立期間③は、昭和 62 年 10 月 1 日の定時決定時においてE事業場に在籍、申立期間④は、平成 6 年 10 月 1 日の定時決定時においてD事業場に在籍)していた複数の元同僚

の標準報酬月額がそれぞれの定時決定の際に減額となっていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが不自然であるとする状況は認められないこと及び同社は当時の給与台帳等の資料を保管していない上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料等は見当たらないこと等を理由として、いずれも既に当委員会の決定に基づき 23 年 11 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、自ら作成した資料（「再申立ての説明」、「職場・職務の経過」、「月額の経年グラフ」等）を提出した上で、当該資料を基にB社に対して照会を行ってほしいと希望したことから、当該資料を同社に送付して見解を求めたものの、同社からは、上記 i) 及び ii) と同様の見解しか得られない上、当該資料では、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料が給与から控除されていたと確認することはできない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月から54年7月まで
② 昭和54年8月から55年9月まで
③ 昭和55年10月から57年7月まで
④ 昭和57年8月から59年8月まで
⑤ 昭和60年8月
⑥ 昭和61年8月から62年9月まで
⑦ 平成元年10月から3年9月まで
⑧ 平成3年10月から6年9月まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間について、実際に受給していた給与額と年金事務所に記録されている標準報酬月額が異なっているため、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、標準報酬月額が実際の給与月額と相違していると主張しているが、厚生年金保険法では、標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき等級区分に応じて定めることとされており、所定の額を超える報酬月額については最高等級に区分されることから、最高等級の標準報酬月額に決定された場合には、実際の報酬月額と標準報酬月額との間に大きな隔たりが生じることもあり得る。

申立期間②、④から⑥まで及び⑧については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当時の最高等級で記録されていることから、仮に、申立人の当該期間に係る報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っているとしても、標準報酬月額の記録を訂正することはできない。

2 申立期間①、③及び⑦については、申立人は、「当時の給与は、右肩上が

りで下がることは無かった。」と主張しているところ、B社は、「申立期間当時の資料が現存しないため確認できないが、社会保険事務所（当時）に届け出る報酬月額、基本手当のみではなく各種手当や超勤代等も含まれるため、手当や超勤代の変化によって標準報酬月額が減少することもあったと考えられる。」と回答しているとともに、オンライン記録によると、申立期間当時の複数の同僚についても、標準報酬月額が減額されている期間があることが確認できる。

さらに、C健康保険組合の記録によると、昭和64年（平成元年）1月以降の記録が保管されており、申立期間⑦及び⑧の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できるとともに、D企業年金基金から提出された加入員記録照会結果帳票によると、申立期間⑦のうち、平成2年7月から3年9月までの期間及び申立期間⑧の報酬標準給与は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票、同社の被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられた形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。